

## 法人市町村民税、法人府民税及び法人事業税の延滞金の超過徴収について

令和3年3月24日  
京都地方税機構事務局  
(075-414-4442)

当機構で共同徴収している法人市町村民税、法人府民税及び法人事業税の延滞金において、本来徴収すべき延滞金額を超過して収納している事案がありました。

納税者様に対しまして、深くお詫び申し上げますとともに、その概要及び今後の対応について、以下のとおりお知らせします。

## 1. 事案概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告期限の延長申請が認められているのにも関わらず、延長申請していない期限後申告として延滞金を計算していたもの。

## 2. 原因

当機構が利用する滞納管理システムでは、本事案の申告期限の延長に対する延滞金計算への対応ができていないにも関わらず、個別に管理するなどの対応策を取っていなかったため

## 3. 還付発生している件数

12社 11,400円 (1社あたり 100円 から 3,500円)

移管を受けた法人関係税のうち、申告期限が延長となっていた法人	350社
そのうち現在、完納となっている法人	227社
未納となっている法人	123社

## 4. 今後の対応

還付が発生した納税者様に対しては、お詫びを申し上げるとともに、還付処理中の事案については、速やかに手続を進める。

誤った延滞金額で催告書を発送していた納税者様には、お詫びを申し上げるとともに、送付済の納付書では納付しないよう連絡をして、改めて納付書を送付する。

今後は同様の事案が発生しないよう申告期限が延長となっている事案は個別に管理するとともに、延滞金額についてチェック体制を構築して確認する。